

太子町総合公園体験学習施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 10 月 1 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

条例第 27 号

太子町総合公園体験学習施設管理条例の一部を改正する条例

太子町総合公園体験学習施設管理条例（令和 3 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

区分	定員	単位	使用料	
			町内在住者	町外在住者
多目的室 1	24 人	1 時間	400 円	600 円
多目的室 2	48 人	1 時間	700 円	1,050 円

備考

- 「町内在住者」とは、太子町に住所を有する者（法人にあっては、その所在地）であり、「町外在住者」とはそれ以外の者とする。
- 使用者が営利、営業、宣伝の目的をもって使用するときの使用料は、当該使用料の額に 10 割を乗じて得た額を加算した額とする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の太子町総合公園体験学習施設管理条例の規定は、この条例の施行の日以降の使用に係る使用料について適用し、同日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。